

保健所政令市への移行について

保健所がより身近になります！

茅ヶ崎市では、市民のみなさまの健康を守り、増進させるため、よりきめ細やかで迅速な保健サービスを提供するとともに、公衆衛生を向上させることにより、市民のだれもがいつまでも健康で暮らせる地域づくりを目指して、現在は県が運営している保健所の地域保健・公衆衛生業務を引き継ぎ、平成29年4月に保健所政令市へ移行することを目標に検討・準備を進めています。

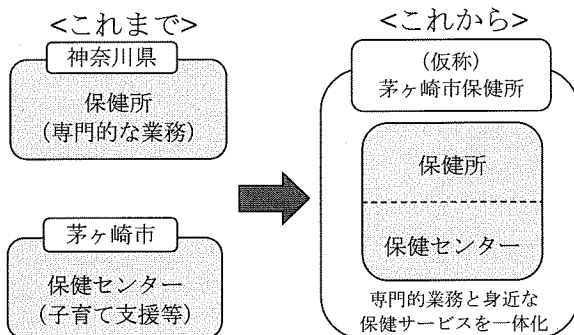
なぜ、保健所政令市を目指しているの？

茅ヶ崎市では以前より、保健所政令市への移行を内部で検討していましたが、平成25年2月、県は緊急財政対策として、保健所(保健福祉事務所:茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目)を衛生研究所(茅ヶ崎市下町屋一丁目)内に移転する方向で検討すると発表しました。本市は保健所を利用する市民のみなさまの利便を損なうことがないように、同年8月に市自らが保健所を設置・運営する保健所政令市へ移行することを正式に県に要望したところ、当面、現在地で保健所の運営が継続されることになりました。

何が変わるの？～保健所政令市に移行する意義

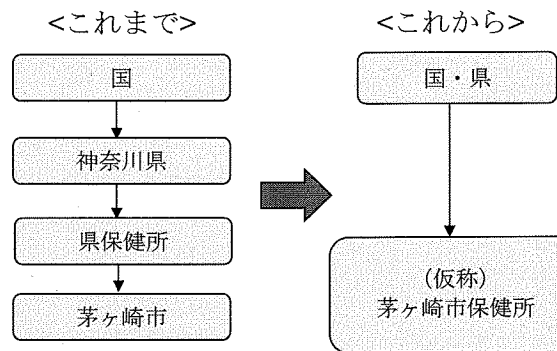
① 県保健所と市保健センターの機能を一体化

保健所の専門的で高度な業務機能と、子育て支援や健康づくり等で市民に身近な保健センターの機能を一体化させ、よりきめ細やかで総合的な保健サービスを提供します。



② 迅速・的確な健康危機管理体制を構築

食の安全や感染症などの健康危機等に関する重要な情報が、県を経由せずに直接国から入手できるものが増えることから、迅速な初動と的確な対応に着手できる体制になります。



③ 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進

これまで県と市が分担して行ってきた業務を一体化することにより、本市の地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進できるようになると期待されます。

④ より自主的・自立的な市政の推進

保健所政令市に移行することにより、県から市への権限移譲の取り組みをさらに進め、新たな権限と責任に基づき、より自主的・自立的な市政の推進を図っていきます。

4つのポイントぞよ

